

条例改正について

令和 6 年第 1 回定例会において条例改正を行い、名称及び審議事項を変更。

改正前		改正後	
会議の名称	茅ヶ崎市子ども・子育て会議	会議の名称	茅ヶ崎市こども政策審議会
(所掌する事項)		(所掌する事項)	
1. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。 2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。 3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更について意見を述べること。 4. 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議すること。		追加 1. こども基本法第 10 条第 2 項に規定するこども施策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。 2. 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。 (参考)こども基本法第10条第2項 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。	

以上